

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、富士裾野東部土地改良区営東富士演習場周辺農業用施設（用排水路等）設置助成事業中畑（前川）地区の換地計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年12月6日

静岡県知事 川勝平太

1 縦覧場所

東部農林事務所

2 縦覧期間

令和4年12月6日から令和5年1月6日まで